

Ⅲ

共用施設



階段・廊下

宿舎の階段や廊下は公道の延長とも考えられる場所です。いつもきれいにしてあるのは大変気持ちがいいものです。

- 掃除は皆さんの話し合いで当番制にするか、又は受持部分を決めて、皆さんで協力して行ってください。
- 自転車等を階段や踊り場などに置くと他の方の妨げになるばかりでなく緊急時にはたいへん危険ですので、自転車置場又は物置に整頓して置いてください。

ごみ置場

台所のごみや家庭の廃物は、決められた場所・日時に決められた袋等に入れてきちんと出すこととなっています。これを守らないと、宿舎内の清潔な環境を損なうばかりでなく、トラブルの原因にもなります。

なお、ごみの処理方法は地域によってそれぞれ取扱いが異なりますので、入居の際、十分確認してください。

家電製品や大型ごみを放置するようなことのないようにお願いします。

ごみ置場は火気厳禁です。たばこの吸い殻などを捨てると、火事になるおそれがありますので、絶対にやめてください。

※テレビ、冷蔵庫等優待処分の家電リサイクル法対象製品は各自で処分してください。



遊 び 場

多くの宿舎には、砂場や遊具が設けられています。

これらの施設は、いずれも団地に住んでいる皆さんのために設けられたものです。大いに活用してください。しかし、宿舎の中といっても、小さなお子様が保護者なしで遊ぶことは危険ですので十分ご注意ください。

また、遊具の損傷等が発見された場合は直ちに宿舎管理人に連絡してください。

不審者や不審物を発見した場合も警察関係機関や宿舎管理人に通報してください。



テレビアンテナ

衛星放送用の共同聴視アンテナが設置されていない宿舎でパラボラアンテナ等受信装置を取り付ける場合は、落下しないよう取付けに十分ご注意ください。

なお、共同聴視アンテナの場合には、屋上に個人のアンテナを取り付けることは認めていません。

その他

- 各階段のところにあるメーターボックスには物を入れないください。このボックス内には、電気・ガス及び水道の計器類並びに消火器があり、ガス及び水漏れ等を生じ事故の原因となります。
- 施設の損傷又は災害等により異常事態が発生したときは、直ちに宿舎管理人に通報してください。
- 宿舎内の地中や建物内で漏水のおそれのある箇所を見つけた場合は、宿舎管理人又は緊急連絡先業者へ通報してください。
- 団地にはポンプ室（受水槽）の異常を知らせる警報器（回転警告灯）が取り付けられている宿舎があります。警報器が鳴ってしましたら、直ちに宿舎管理人に連絡をお願いします。（夜間及び休日において警報音が鳴った場合には、東広島地区は自治会役員（世話人）、広島地区及び福山地区は宿舎管理人へご連絡下さい。）